

# 申請事案

航空局航空ネットワーク部航空事業課  
令和元年9月19日

## 諮問いたしたい事案

申請種別	混雑空港運航許可申請
申請受理年月日	申請受理 令和元年8月20日
申請者	スカイマーク株式会社
申請内容	成田国際空港を使用して運航を行うことの許可申請
備考	運航開始の予定期日 令和元年11月29日

# 混雑空港運航許可申請の概要

## 1. 申請者

- 名称 : スカイマーク株式会社
- 代表者 : 代表取締役社長 市江 正彦
- 本社所在地 : 東京都大田区羽田空港3丁目5番10号 ユーティリティセンタービル8階

## 2. 申請事案の種類

- 混雑空港運航許可（成田国際空港）

## 3. 運航計画の概要

- 路線 : 成田 = 中部
- 使用空港 : 成田国際空港、中部国際空港
- 運航回数 : 0. 3往復/日（2往復/週）
- 発着時刻

運航路線	発	着	備考	運航路線	発	着	備考
成田－中部	21:25	22:40	※1	中部－成田	6:40	8:00	※2

(※1) 金曜日、日曜日のみ運航

(※2) 土曜日、月曜日のみ運航

## 4. 運航開始の予定期日 : 令和元年11月29日

# 申請者(スカイマーク株式会社)の概要

本社所在地	東京都大田区羽田空港3丁目5番10号 ユーティリティセンタービル8階	運航路線数(2019年冬ダイヤ計画)
設立時期等	平成8年11月12日 会社設立 平成10年7月28日 定期航空運送事業免許取得 平成10年9月19日 運航開始	国内線 21路線 〔羽田 = 新千歳、神戸、福岡、鹿児島、那覇〕 成田 = 中部 ※1 新千歳 = 茨城、中部、神戸 神戸 = 仙台、茨城、長崎、鹿児島 福岡 = 新千歳、茨城、那覇 鹿児島 = 中部、奄美 那覇 = 中部、神戸、茨城〕
資本金	90億円	国際線 1路線 〔成田 = サイパン ※2〕
主な株主	インテグラル (50.1%) UDSエアライン投資事業有限責任組合 (33.4%) ANAホールディングス (16.5%)	合計 22路線
役員	代表取締役会長 佐山 展生 代表取締役社長 市江 正彦 専務取締役 加藤 勝也 専務取締役執行役員 本橋 学 取締役執行役員 西岡 成浩 取締役 増川 則行 常勤監査役 谷村 大作 常勤監査役 坂木 公禎 監査役 山内 弘隆	(※1) 運航開始 11月29日を予定 (※2) 運航開始日は後日公表
従業員数	2,403名(平成31年4月1日現在)	
使用航空機	ボーイング737型機 29機(座席数177席)	



# 申請路線の運航会社

成 田 = 中 部	
～11月28日	11月29日～
全日本空輸（ANA） 3往復／日 （ボーイングB737、 ボーイングB777、 ボーイングB787、 エアバス A320、 ボンバルディアDHC8-Q400）	全日本空輸（ANA） 3往復／日 （ボーイングB737、 ボーイングB777、 ボーイングB787、 エアバス A320、 ボンバルディアDHC8-Q400）
日本航空（JAL） 2往復／日 （ボーイングB737、 ボーイングB787）	日本航空（JAL） 2往復／日 （ボーイングB737、 ボーイングB787）
	スカイマーク（SKY） 0.3往復／日 （ボーイングB737）

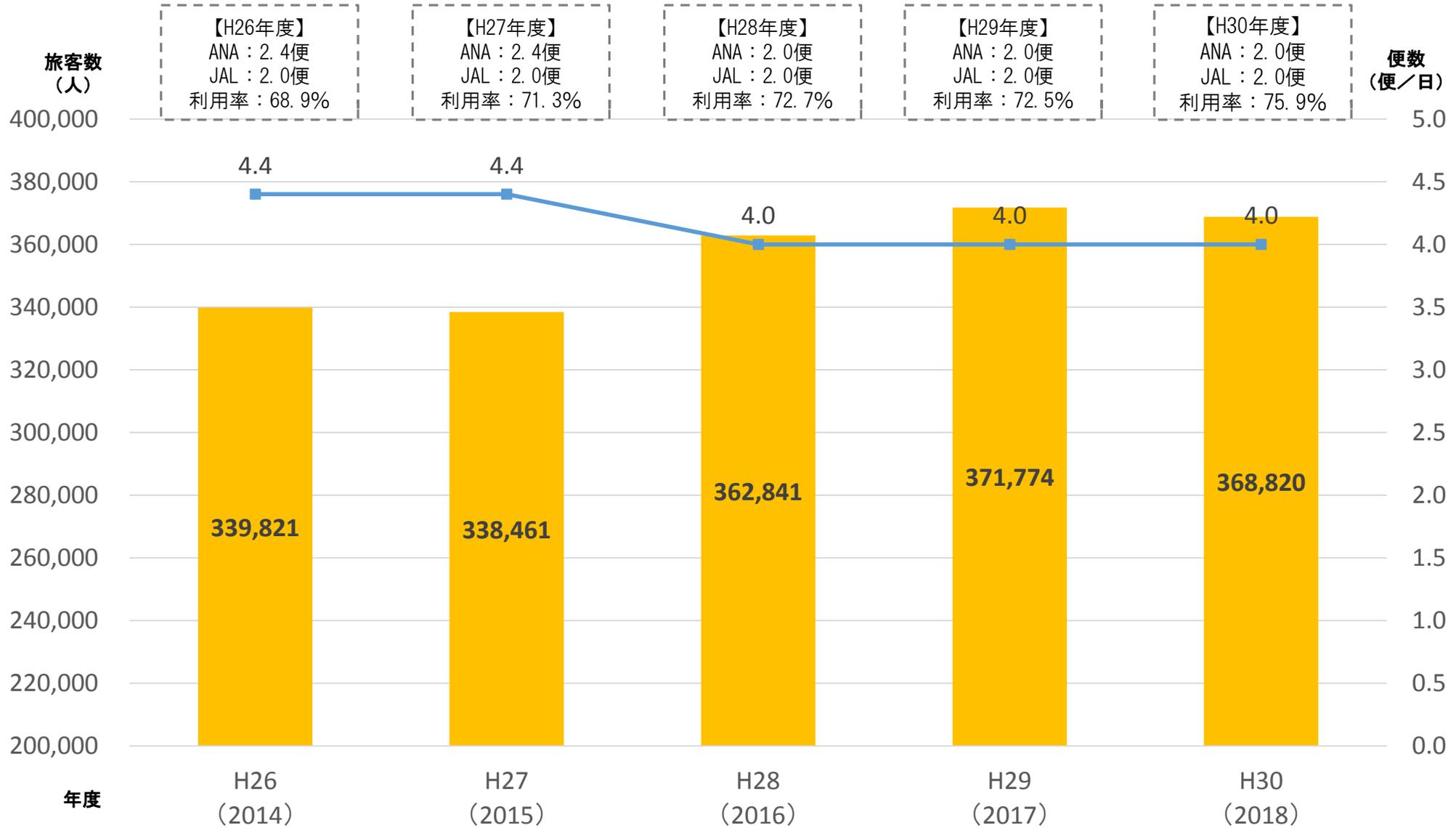
# ボーイング式B737-800型



## 【諸元】

全 幅	全 長	全 高	最大離陸重量	航続距離	巡航速度	座席数
35.79m	39.50m	12.50m	70.534t	5,713km	850km/h	177席

# 成田＝中部 輸送実績



[備考]便数は、各年度3月時点の数値。

■ 旅客数 (人)

■ 便数 (便/日)

# 混雑空港運航許可事業者一覧

グループ	会社名	空港名				
		成田	羽田	関西	伊丹	福岡
ANAグループ	全日本空輸(株) (ANA)	○	○	○	○	○
	ANAウイングス(株) (AKX)	○	○	○	○	○
	Peach Aviation(株) (APJ)	○		○		○
	バニラ・エア(株) (VNL)	○		○		
JALグループ	日本航空(株) (JAL)	○	○	○	○	○
	日本トランスオーシャン航空(株) (JTA)		○	○		○
	(株)ジェイエア (JAR)	○	○	○	○	○
	日本エアコンピューター(株) (JAC)				○	○
	ジェットスター・ジャパン(株) (JJP)	○		○		○
その他	スカイマーク(株) (SKY)	(本申請)	○			○
	(株)AIRDO (ADO)		○			
	ソラシドエア(株) (SNJ)		○			
	(株)スターフライヤー (SFJ)		○	○		○
	春秋航空日本(株) (SJO)	○				
	アイベックスエアラインズ(株) (IBX)	○			○	○
	(株)フジドリームエアラインズ (FDA)					○
	(株)オリエンタルエアブリッジ (ORC)					○
	天草エアライン(株) (AMX)				○	○
計	18社	9社	9社	9社	7社	14社

(注) ○は許可空港。(参考: 前回諮問事案) バニラ・エア(株) : 関西 : H28.11.22諮問、H28.12.20答申

# 混雑空港運航許可関係条文

## ○航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）抄

（混雑空港に係る特例）

第七條の三 混雑空港（当該空港の使用状況に照らして、航空機の運航の安全を確保するため、当該空港における一日又は一定時間当たりの離陸又は着陸の回数を制限する必要があるものとして国土交通省令で指定する空港をいう。以下同じ。）を使用して国内定期航空運送事業を営もうとする本邦航空運送事業者は、混雑空港ごとに、当該混雑空港を使用して運航を行うことについて国土交通大臣の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可を受けようとする本邦航空運送事業者は、当該混雑空港を使用空港とする路線に係る運航計画を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。
- 3 国土交通大臣は、第一項の許可をしようとするときは、次の基準によつて、これをしなければならない。
  - 一 運航計画が航空機の運航の安全上適切なものであること。
  - 二 競争の促進、多様な輸送網の形成等を通じて利用者の利便に適合する輸送サービスを提供するものであること等当該混雑空港を適切かつ合理的に使用するものであること。
- 4 国土交通大臣は、第一項の許可をしようとするときは、同項の本邦航空運送事業者の当該混雑空港の従前の使用状況に配慮してこれをしなければならない。
- 5 第一項の許可の有効期間は、許可の日からその日の属する単位期間（当該混雑空港に係る同項の指定の日以後の期間を五年を超えない範囲内において国土交通省令で定める年数ごとに区分した各期間をいう。）の末日までの期間とする。

（運輸審議会への諮問）

第三十六條 国土交通大臣は、次に掲げる処分等をしようとするときは、運輸審議会に諮らなければならない。

- 一 第五條第二項又は第十二條の規定による運賃又は料金の変更の命令
- 二 第七條の三第一項の規定による混雑空港を使用して運航を行うことの許可
- 三 第十九條の規定による事業の停止の命令又は許可の取消し
- 四 第三十四條の二の規定による基本的な方針の策定

## ○航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）抄

（混雑空港に係る特例）

第二百九條の二 法第七條の三第一項の国土交通省令で指定する空港は次の表の上欄に掲げるとおりとし、同条第五項の国土交通省令で定める年数は同表の上欄に掲げる空港ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

成田国際空港	五年
東京国際空港	五年
関西国際空港	五年
大阪国際空港	五年
福岡空港	五年

# 当該申請が航空法第107条の3第3項各号に適合することの説明

## 1. 運航計画が航空機の運航の安全上適切なものであること。（第一号）

- 成田国際空港では、航空機の航行の安全確保等の観点から発着調整基準を定めているが、申請者の運航計画は、これらの発着調整基準に合致している。
- また、関係空港の発着時刻についても利用時間内であり、運航に必要な時間も十分に確保されている。
- よって、航空機の運航の安全上適切なものであると認められる。

## 2. 競争の促進、多様な輸送網の形成等を通じて利用者の利便に適合する輸送サービスを提供するものであること等当該混雑空港を適切かつ合理的に使用するものであること。（第二号）

- 申請者は、成田国際空港を使用して成田＝中部線を令和元年11月29日から週2往復（成田発は金、日曜日に各1片道、中部発は土、月曜日に各1片道）にて運航しようとするものである。
- 申請のあった成田＝中部線は、全日本空輸が1日3往復、日本航空が1日2往復を運航している競合路線であり、申請者の参入によって、競争の促進が図られることとなる。
- 更に、他の航空会社の運航とあわせ、運航回数が増加し利用者の選択肢が広がることから、利用者の利便に適合する輸送サービスが提供されるものである。
- よって、当該混雑空港を適切かつ合理的に使用するものであると認められる。

以上1及び2により、当該申請は航空法第107条の3第3項各号の基準に適合するものと認められる。

## 航空保安業務提供時間(運用時間)及び利用時間等

空港名	運用時間	利用時間	滑走路
成田国際空港	24時間	6:00~24:00	A : 4,000m B' : 2,500m
中部国際空港	24時間	24時間	3,500m

# 成田国際空港の発着調整基準(1)

## 1. 発着回数の上限

	1週間当たり
A滑走路・B'滑走路共通	5, 753回

注) 週間枠の起算日は日曜日からとする。

## 2. 時間帯毎の発着回数

(1) 1.のほか、安全かつ円滑な空港の運用を確保するため、30分当たりの発着回数の上限を設定することとし、出発回数と到着回数の組合せに応じ、別表1のとおりとする。

ただし、22時以降の時間帯については、別表2及び別表3に定めるところによるほか、以下によるものとする。

	最大発着回数
B'滑走路 22:00～22:55	10回

※22時台におけるB'滑走路発着便の割り当てについては、別途定める。

(2) 航空機の遅延による混雑を吸収するために、発着回数を抑制する時間帯(以下、「ファイヤーブレークゾーン」という。)については、以下のとおりとする。

① 曜日ごとに、以下の時間帯ごとに1時間ずつのファイヤーブレークゾーンを設定することとする。この場合におけるファイヤーブレークゾーンに係る発着回数の上限は、A滑走路・B'滑走路共通で30分当たり27回、うち到着回数の上限は20回とする。

- ・ 12時台又は13時台
- ・ 19時台又は19時台後半から20時台前半

② 上記のほか、当分の間、15時台から18時台までの時間帯における混雑状況を踏まえ、当該時間帯にファイヤーブレークゾーンを設定することができることとする。この場合におけるファイヤーブレークゾーンに係る発着回数の上限は、別表3によるものとする。

※2019年冬期スケジュール期間(R1.10.27～R2.3.28)は、①12時台及び19時台後半から20時台前半②16時台及び18時台に設定

# 成田国際空港の発着調整基準(2)

【30分当たりの発着回数】

【別表1】6時から22時まで

A滑走路+B'滑走路		合計
到着	出発	
2	30	32
3	29	32
5	28	33
6	27	33
8	26	34
9	25	34
10	24	34
11	23	34
12	22	34
13	21	34
14	20	34
15	19	34
16	18	34
17	17	34
18	15	33
19	14	33
20	13	33
21	12	33
22	10	32
23	9	32
24	7	31
25	5	30
26	3	29

【別表2】22時から23時まで

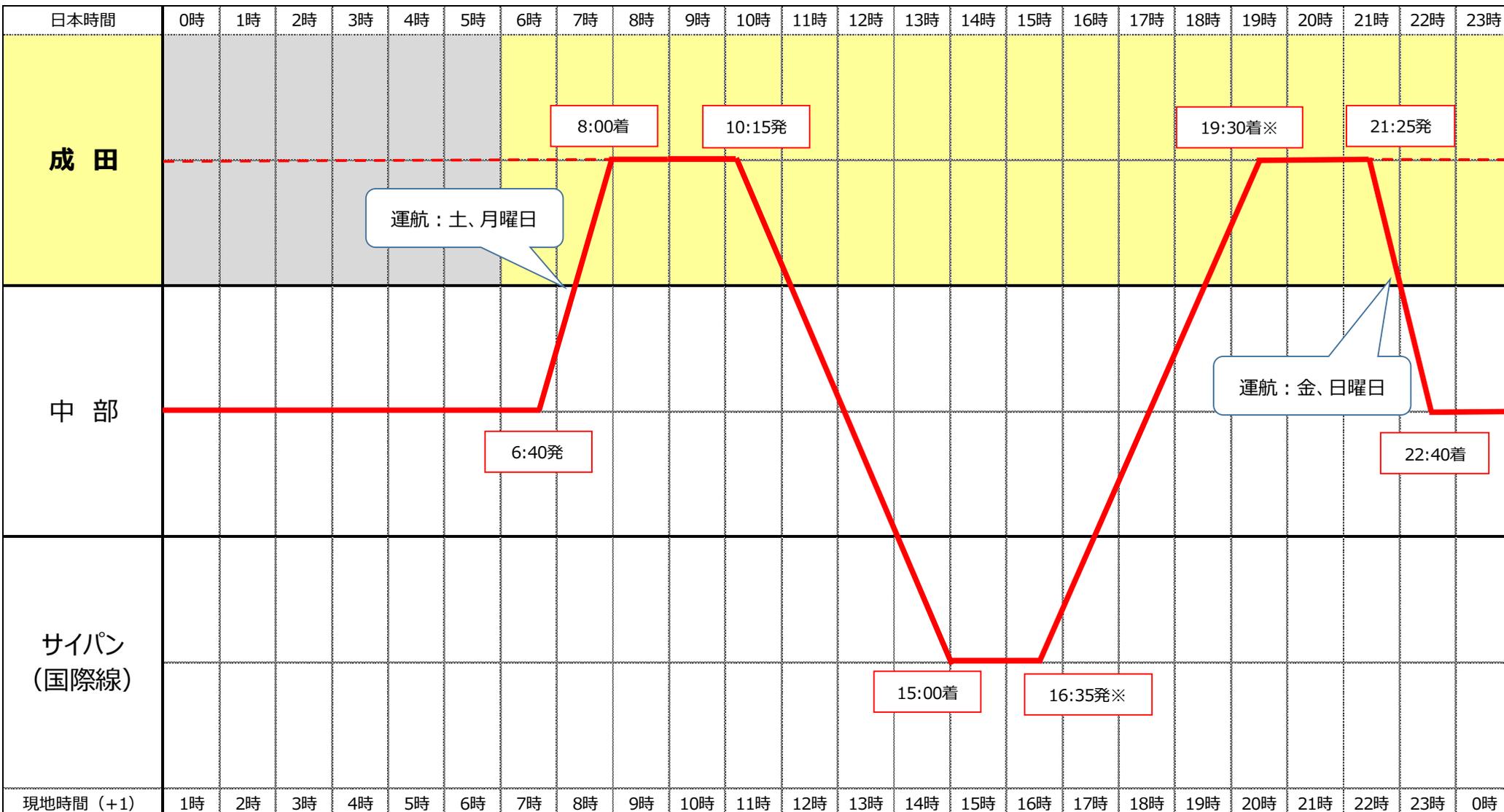
A滑走路+B'滑走路		合計
到着	出発	
1	20	21
2	19	21
4	18	22
5	17	22
6	16	22
7	15	22
8	14	22
9	13	22
10	12	22
11	11	22
12	10	22
13	9	22
14	8	22
15	6	21
16	5	21
17	4	21
18	2	20

【別表3】23時から0時まで

A滑走路		合計
到着	出発	
1	15	16
2	14	16
4	13	17
5	12	17
6	11	17
7	10	17
8	9	17
9	8	17
10	6	16
11	5	16
12	4	16
13	2	15

# スカイマーク(SKY) 機材繰り

2019年11月29日～



※土曜日のみ：サイパン17:05発→成田20:00着

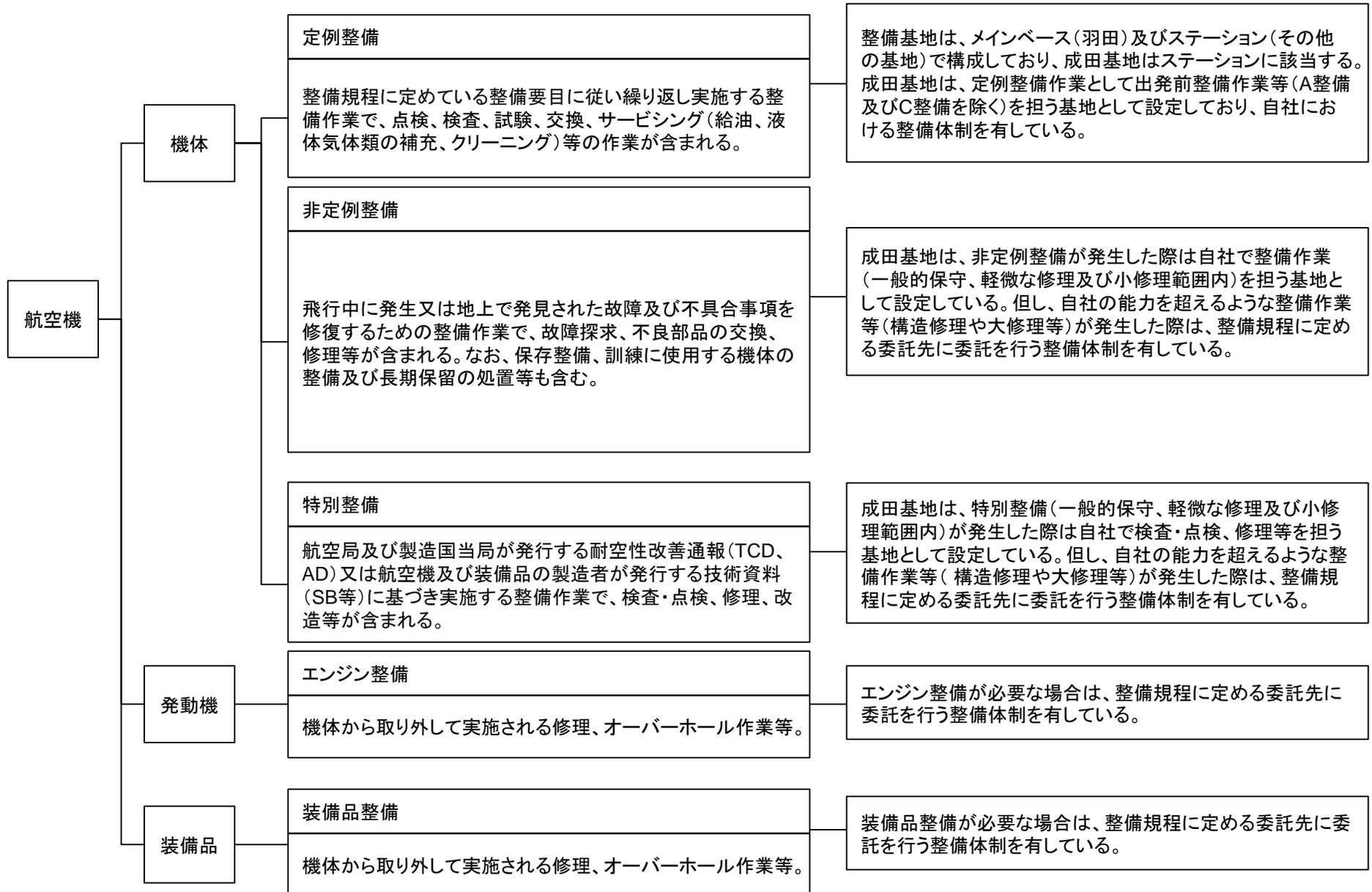
(備考) SKY保有機材(29機)のうち、国際線仕様の機材は8機

# スカイマーク(SKY) 運送・整備体制

区分 空港	旅客取扱業務		搭降載業務	貨物取扱業務	地上支援業務	航空機整備業務
	旅客業務 (予約・発券・ハンドリング)	手荷物仕分業務				
成田国際空港	自社	日本空港サービス㈱	日本空港サービス㈱	日本空港サービス㈱	日本空港サービス㈱ 一部の業務（専用インターフォンによるコクピットとの無線連絡業務）については、自社にて行う。	自社の保有能力を超える整備作業が発生した際は、整備規程に定める委託先に委託を行う。
中部国際空港	自社	自社	自社	自社	自社	自社の保有能力を超える整備作業が発生した際は、整備規程に定める委託先に委託を行う。

※複数社記載のある欄は、上下：委託先が再委託している場合、左右：作業内容別の委託。

# スカイマーク(SKY) 整備体制



## 運賃比較

### 成田 — 中部

全日本空輸 (ANA)	日本航空 (JAL)	スカイマーク (SKY)	(参考) 新幹線
6,650円～ (スーパーハレ運賃)	6,650円～ (ウルトラ先得運賃)	6,250円～ (いま得運賃)	10,360円 (普通運賃)
19,850円～ (普通運賃)	21,050円 (普通運賃)	14,250円～ (普通運賃)	

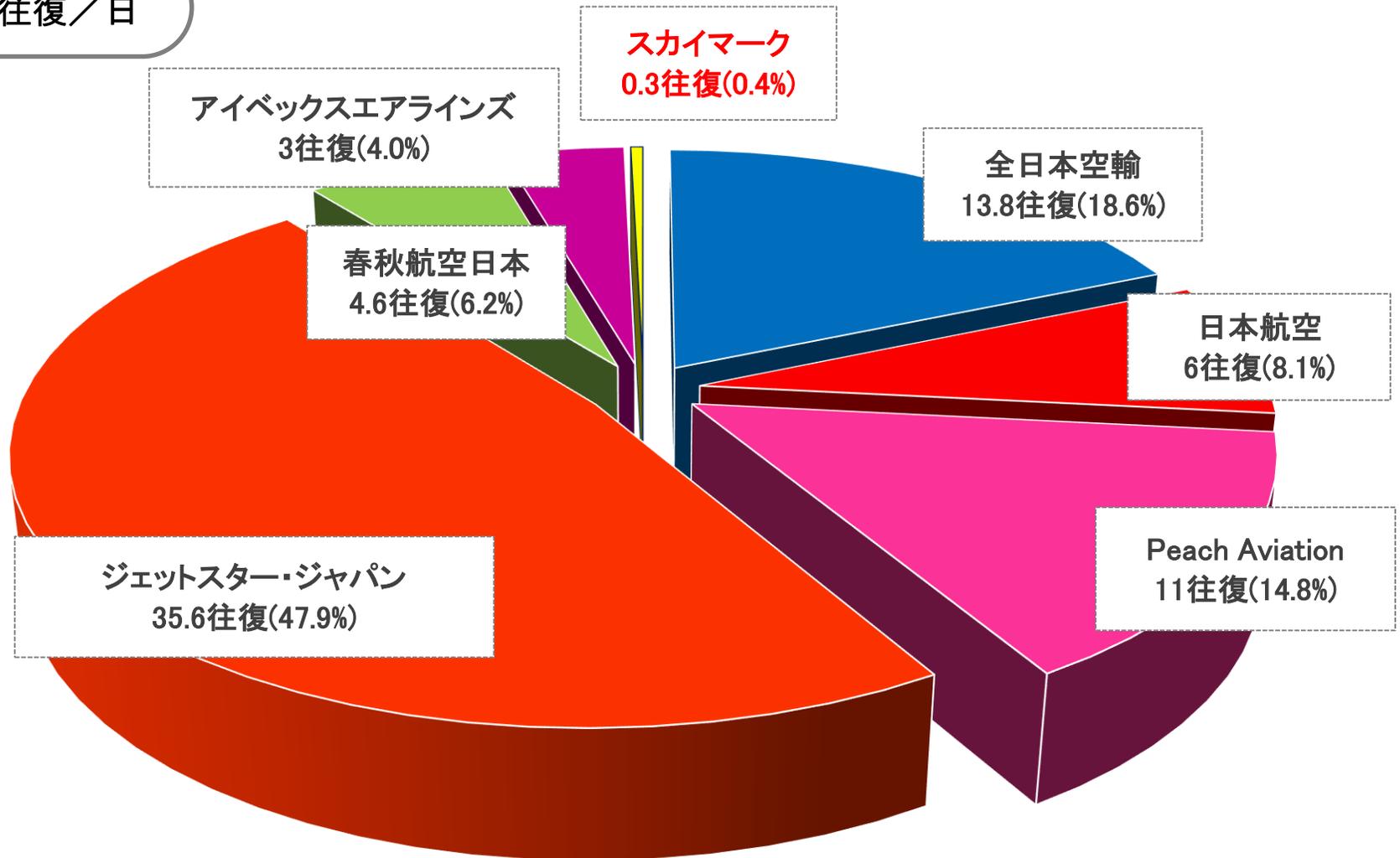
[備考]

- ・ 各社の代表的な運賃（通常期）を記載。
- ・ 航空会社の運賃は、旅客サービス施設使用料（成田440円、中部310円）を加算した金額。
- ・ 新幹線は、東京—名古屋間の運賃を記載。

# 成田国際空港(国内線)の航空会社別の運航便数

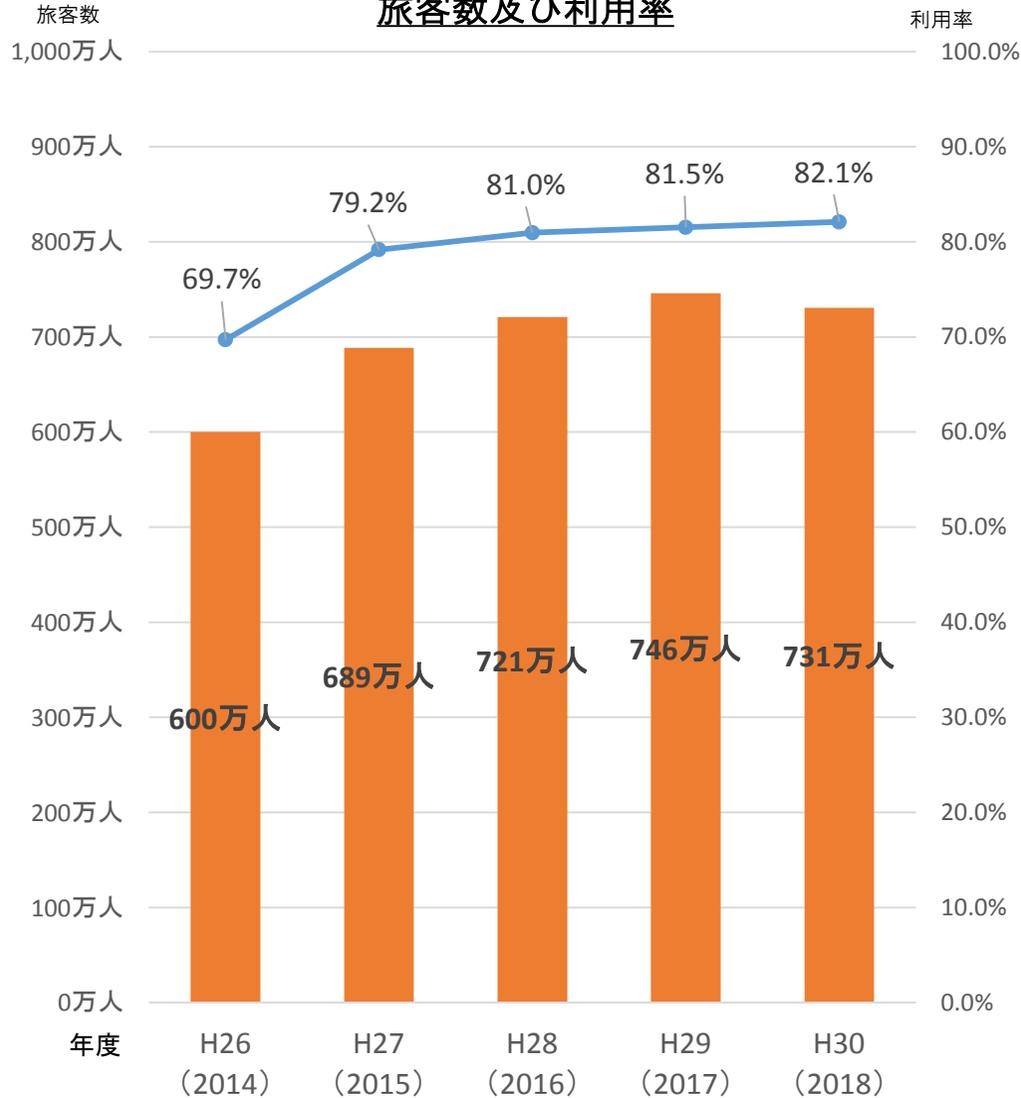
2019年11月29日～

74.3往復/日



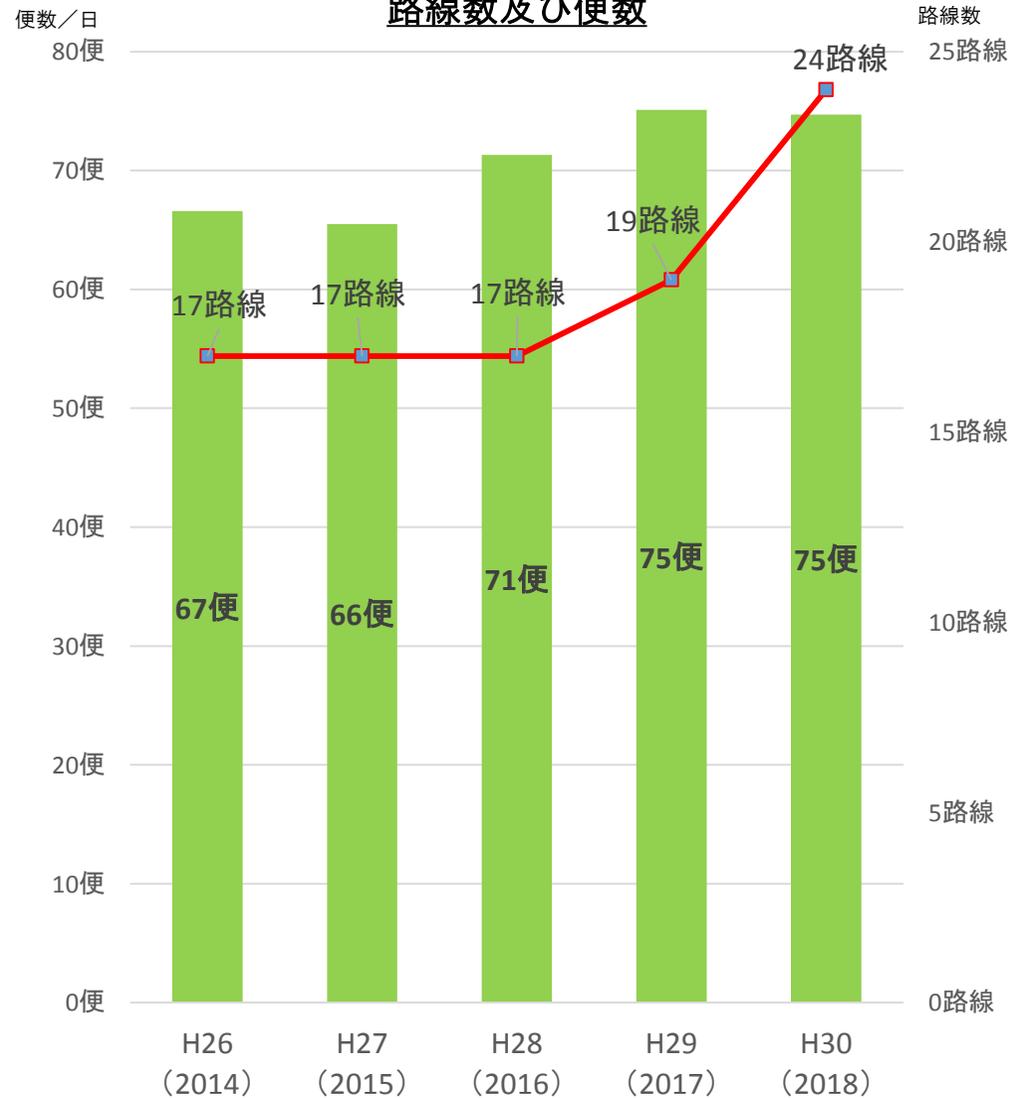
# 成田国際空港（国内線）の利用状況

## 旅客数及び利用率



■ 旅客数 (万人)    ● 利用率 (%)

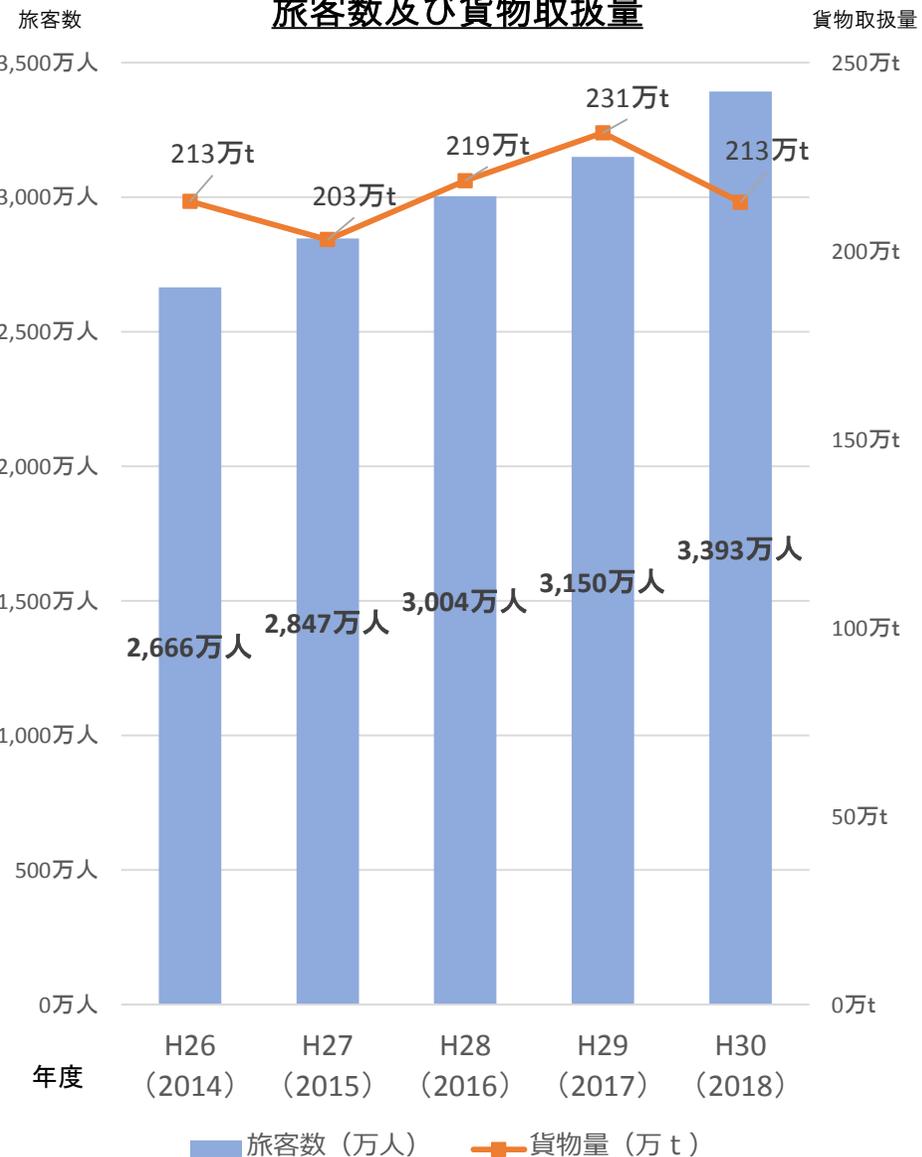
## 路線数及び便数



■ 便数    ■ 路線数

# 成田国際空港（国際線）の利用状況

## 旅客数及び貨物取扱量



## 週間発着回数

